

(仮称) 座間市個人情報保護法施行等条例骨子 (案) について

令和4年8月22日から同年9月22日までの間、「(仮称) 座間市個人情報保護法施行等条例骨子 (案)」について、意見募集を実施したところ2名から3件の意見が提出されました。その概要は以下のとおりです。

意見の提出者数：2名

意見の提出件数：3件

意見に対する市の考え方

項目又は番号	意見の概要	市の考え方 (検討結果)
1. 運用状況の公表	現行の個人情報保護条例と同様に、毎年、運用状況の公表を行い、審議会に報告すべき。	現行の座間市個人情報保護条例 (以下「現行条例」といいます。) と同様に、毎年、運用状況の公表を行ってまいります。なお、一般に広く公表するため、審査会への報告はいたしません。
2. 個人情報の保護水準	次のことについて、引き続き現行条例と同様の水準とすべき。 <ul style="list-style-type: none">・本人以外からの個人情報の収集制限・個人情報取扱事務登録簿の作成・要配慮個人情報の収集制限・取扱目的以外の個人情報の利用の際の市長への通知・オンライン結合による個人情報の提供制限・上記事項等の審査会への報告	本人以外からの個人情報や要配慮個人情報の収集制限、取扱目的以外の個人情報の利用通知、オンライン結合による個人情報の提供の制限については、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であり、改正された個人情報の保護に関する法律 (以下「改正法」といいます。) では、自治体の条例で独自の規定を定めることを想定していません。また、個人情報取扱事務登録簿の作成や個人情報保護審査会への報告については、改正法によりすでに個人情報の保護が図ることができる事項であり、新条例には規定いたしません。引き続き現行条例と同水

		準の個人情報の保護を図れるよう努めてまいります。
3. 個人情報取扱事業者に関する規定	防災等に関する自治会等コミュニティ間の個人情報の保護について、自由な利活用を可能とする規定を条例に設けるべき。	自治会等を含む個人情報取扱事業者については、改正法において別に定めがありますので、新条例には規定いたしません。